欧州共同体商標意匠庁、欧州における商標システムの機能に関する文書を公表

2010 年 1 月 20 日 JETRO デュッセルドルフセンター

欧州共同体商標意匠庁(OHIM)は、1月13日、「欧州における商標システムの全般的な機能に関する研究への貢献(CONTRIBUTION TO THE STUDY ON THE OVERALL FUNCTIONING OF THE TRADE MARK SYSTEM IN EUROPE)」と題する文書を公表した。

欧州委員会の域内市場・サービス総局は、共同体商標制度と各国の商標制度の現状分析と将来的な発展のための可能性の特定を目的として、「欧州における商標システムの全般的な機能に関する研究」のプロジェクトを立ち上げ、2009 年 10 月 16 日には、マックス・プランク知的財産法・競争法・租税法研究所が研究の実施を請け負うことが決定している。本研究は2010 年 11 月に完了する予定であるが、現在マックス・プランク研究所は関係機関やユーザーに対する意見聴取を行っており、1 月 14 日には、欧州共同体商標協会(ECTA)が、主に共同体商標制度と各国の商標制度との法制面および手続き面での調和等を要望する意見を提出している。

今回公表された文書は、マックス・プランク研究所での研究に対する貢献のため、共同体商標の実務・運用を行っている OHIM が作成したもの。本文書には、オンラインサービスの成長を考慮した上での規則改正の提案の他、OHIM の運営と、将来の料金調整と余剰金に関する取扱いについての改善提案が含まれている。具体的な内容は以下のとおり。

I. 本文書の背景と内容に関する紹介

Ⅱ. OHIM の運営

1. 運営母体

OHIM の運営は、各加盟国の代表によって構成される管理評議会(Administrative Board: AB)と予算委員会(Budget Committee: BC)によって行われている。欧州委員会はこれらの会合に出席しているものの投票権は与えられていない。長官等の選定手続きにおいても正式な役割を与えられていないが、OHIM の活動に対して法的責任を負っている欧州委員会に対してより多くの権限が与えられるべきである。また、ABとBCを合併することによって、予算管理とその他の戦略的事項が統合され、効率を改善するこ

とができる。

2. 財務

(a) OHIM の料金

収支の均衡を保つために、半年ごとに料金を見直すという 2008 年 9 月の AB と BC の合意を実現させる必要があり、共同体商標規則によって法制化すべき。

(b) OHIM の積立金

OHIM の調査によれば、出願件数減少による急激な収入の減少は最大で 5 千万ユーロ程度である。

(c) OHIM の余剰金の使途

約3億ユーロの余剰金があるが、協力プロジェクトや模倣品対策プロジェクトの過去の経験を考慮しても使いきれない額であるため、過去の登録プロセスに対して過剰な額を支払ってきた共同体商標の所有者に対して返金したい。返金の額は、2005年10月以前に出願された共同体商標に対して各617ユーロ、2005年10月から2008年末までに出願された共同体商標に対して各410ユーロ。

Ⅲ. 21 世紀の OHIM

1. 共同体商標規則の改正提案

共同体商標規則は形式上 1993 年に採択されたが、大部分の項目は 1980 年代に合意されたものである。インターネット等の技術進歩によって業務や管理の形態が変化しており、法制にもこのような変化を反映させる必要がある。共同体商標規則は主に紙媒体を想定したものであり、OHIM はユーザーが利用可能な電子的ツールへ移行しようとしているものの法制によって縛られている。(改正提案の詳細は AnnexⅢに示されている。)2. 新たな能力

OHIM は、商標と意匠の専門家と効率化されたシステムを有しており、これらの資源を他のプロジェクトに活用することも可能である。

IV. 真正の使用

共同体商標規則は、登録された商標を継続して5年の期間真正に使用しなかった場合に、請求により取消されることを規定している。しかしながら、真正の使用とは1つの加盟国のみでの使用を含むのか、複数の加盟国での使用に限定されるのか、見解が分かれている。また、侵害に対する措置を講ずる際等にその国で真正の使用をしている必要があるのか、という問題もある。よって、司法の不安定性や多様な解釈を回避するために、法律において十分に特定する必要がある。そして、単にその国で真正の使用がなされていないという理由で共同体商標が保護されないということは、単一市場の原則を崩壊させることである。

V. EU 商標システムにおける相互運用

1. 共存と相互運用

ユーザーは、各国、地域、世界の異なる領域のレベルで商標を保護する信頼できるシステムを期待しているだけでなく、それらのシステムが同じサービスの基準にあることを期待している。しかしながら、共同体商標の法的枠組みには限られた数の相互運用の要件しか導入されておらず、これらの要件について相互運用性の向上のためのサービスの調和を義務付ける法的根拠は存在していない。依然として調和すべき重要な分野が残されている。

2. 各国の商標庁と OHIM の協力

OHIM は実務における不必要な差異を取り除くために協力基金を設立しようとしている。

3. 立法者の役割

OHIM の見解では、調和された相互運用可能な EU の商標システムについて付加的な価値を提供する規定を導入する余地がある。

— OHIM のプレスリリースは,以下参照 —

http://oami.europa.eu/ows/rw/news/item1246.en.do

— OHIM が公表した文書は,以下参照 —

http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/OHIM/OHIMPublications/ohim contribution.pdf

マックス・プランク研究所のプレスリリースは、以下参照

http://www.ip.mpg.de/ww/de/pub/aktuelles/studie_zum_europ_ischen_marken.cfm

一 ECTA から提出された意見は、以下参照 一

http://www.ecta.org/IMG/pdf/Final_ECTA_response_14_Jan_2010_MPI_letter_17_Nov_2009_Study_0_2_-2.pdf

一 欧州委員会の域内市場・サービス総局の商標に関する情報は、以下参照 ―

http://ec.europa.eu/internal market/indprop/tm/index en.htm

─ 共同体商標の料金については、欧州知的財産ニュース 2008 年 9~10 月号 (Vol.28) 第 9~10 頁, および、2009 年 3~4 月号 (Vol.31) 第 7~8 頁参照 ─

http://www.jetro.de/j/patent/2008Sep_Oct/News.pdf

http://www.jetro.de/j/patent/2009Mar_Apr/News.pdf

(以上)